○矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例

平成15年3月20日

条例第4号

改正 平成 1 7年 3 月 2 5 日条例第 2 0 号 平成 1 8年 3 月 2 7 日条例第 2 1 号 平成 1 8年 1 2 月 2 0 日条例第 4 4 号 平成 1 9年 3 月 2 6 日条例第 1 5 号 平成 2 0年 3 月 2 5 日条例第 1 6 号 平成 2 0年 1 2 月 2 5 日条例第 4 1 号

平成25年3月25日条例第12号

(目的)

- 第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、 保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者を いう。
 - (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号 に定める1級又は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者であること。
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医(以下「児童相談所等」という。)により、知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。

- (3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であって、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者であること。
- 2 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- 3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 4 この条例において「一部負担金等」とは、次に掲げる額をいう。
 - (1) 65歳以上75歳未満の者(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年10月19日政令第318号)別表に定める程度の障害の状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けられない者を除く。)にあっては、保険給付に係る額の1割に相当する額(附加給付等があるときは、その者が医療保険各法の規定により負担すべき額から当該附加給付等の額を控除して得た額と、当該1割に相当する額のいずれか低い額)

- (2) 前号に掲げる者以外の者にあっては、医療保険各法の規定により負担すべき額(附加給付等があるときは、その額を控除して得た額)
- 5 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち保険給付 を取り扱う者をいう。

(平17条例20・平18条例44・平19条例15・平20条例16・平20条例41・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、矢板市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により矢板市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は矢板市に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であって、市長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。

(平18条例21・平20条例16・平20条例41・一部改正) (助成)

- 第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から 第2号に掲げる額を控除した額を助成する。
 - (1) 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等に相当する額

- (2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等(薬局を除く。)の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額(その額が500円を超える場合は、500円)の合計額
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、市町村民税世帯非課税者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、当該者に相当するものとして市長が適当と認める者を含む。)である場合には、規則で定めるところにより、前項第1号に掲げる額を助成するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が、前項の規定の適用を受けている者以外の者であって、矢板市こども医療費助成に関する条例(平成15年矢板市条例第2号)第2条第1項に規定するこどもである場合には、第1項第1号に掲げる額を助成するものとする。

(平19条例15·全改、平25条例12·一部改正)

(助成の申請及び申請期間)

- 第5条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。
- 2 前項の申請期間は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して 1年とする。

(助成金の返環)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に廃止前の矢板市医療費助成に関する条例(昭和56年矢板 市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相 当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第20号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例 による。

附 則(平成18年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日以降に受けた保険給付に係る助成について適用する。

附 則(平成19年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例 による。

附 則(平成20年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例 による。

附 則(平成20年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例に よる。

附 則 (平成25年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例 による。